

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 平成20年3月21日
【事業年度】 第24期（自平成18年6月1日至平成19年5月31日）
【会社名】 株式会社クリエイトエス・ディー
【英訳名】 CREATE S・D CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 若尾 鐵志郎
【本店の所在の場所】 横浜市青葉区荏田西一丁目9番地15
【電話番号】 045(974)3161(代表)
【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 江口 温
【最寄りの連絡場所】 横浜市青葉区荏田西一丁目9番地15
【電話番号】 045(974)3161(代表)
【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 江口 温
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年8月27日に提出いたしました第24期（自平成18年6月1日至平成19年5月31日）の有価証券報告書の記載事項の一部に追加すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は__を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)～(3) (省略)

(4)～(8) 記載なし

(訂正後)

(1)～(3) (省略)

(4) 取締役及び監査役の定数

当社は、取締役の定数を10名以内、監査役の定数を3名以内とする旨を定款で定めております。

(5) 株主総会の決議事項を取締役会で決議できることとしている事項

自己株式の取得

当社は、資本効率の向上と経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行のため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

中間配当金

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議により、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(中間配当金)をすることができる旨を定款で定めております。

(6) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う旨を定款で定めております。

(7) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う旨を定款で定めております。

(8) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)がその職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の責任(損害賠償責任)を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。